

# 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の方針	(案) 新町における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、専門委員会で協議し、協議会で決定する。		
項目	参 考 資 料		
1.新設合併の場合の議員定数及び任期	市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。		
地方自治法及び公職選挙法の原則	<div style="text-align: center;"> <p>地方自治法及び公職選挙法の原則を適用</p> <pre> graph LR     A[現行] --&gt; B[設置選挙]     B --&gt; C[一般選挙]     B --- D[任期4年]     C --- E[任期4年]     F["【合併後50日以内に新町の条例定数(22人以内)で設置選挙を行う。】"]     </pre> </div>		
【参考法令】	<p>地方自治法(抄) (市町村議会の議員の定数)</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 人口1万以上2万未満の町村 22人</p> <p>(5)～(11) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2つ以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8～10 省略</p> <p>第91条は平成15年1月1日から上記のとおり改正される。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>2 省略</p>		

# 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目																							
調整の方針																									
項目	参 考 資 料																								
定数特例制度	<p>公職選挙法(抄)                      (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)                      第33条 1～2 省略                      3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 50%;"> <p>【合併後50日以内に法第91条に規定する数の2倍(44人)以内で設置選挙を行う。】</p> <p>【設置選挙後の一般選挙からは、新町の条例定数(22人以内)で選挙を行う。】</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>単位：人</p> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>南部町</th> <th>南部川村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(1)</td> <td>8,108</td> <td>6,626</td> <td>14,734</td> </tr> <tr> <td>現議員数</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>現行条例定数</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">1 平成12年国勢調査確定数値</p> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <p>新町設置選挙時</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>人口(1)</td> <td>14,734人</td> </tr> <tr> <td>法第91条に規定する数</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>設置選挙時の議員定数</td> <td>(法第91条に規定する数の2倍以内) 22人×2=44人以内</td> </tr> </tbody> </table> </div>			町村名	南部町	南部川村	計	人口(1)	8,108	6,626	14,734	現議員数	14	14	28	現行条例定数	14	14	28	人口(1)	14,734人	法第91条に規定する数	22人	設置選挙時の議員定数	(法第91条に規定する数の2倍以内) 22人×2=44人以内
町村名	南部町	南部川村	計																						
人口(1)	8,108	6,626	14,734																						
現議員数	14	14	28																						
現行条例定数	14	14	28																						
人口(1)	14,734人																								
法第91条に規定する数	22人																								
設置選挙時の議員定数	(法第91条に規定する数の2倍以内) 22人×2=44人以内																								
【参考法令】	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄)                      (議会の議員の定数に関する特例)                      第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする</p>																								



## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目																																								
調整の方針																																										
項目	参 考 資 料																																									
現職議員任期等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">町 村 名</th> <th style="width: 85%;">任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南 部 町</td> <td>平成15年 4月30日 から 平成19年 4月29日</td> </tr> <tr> <td>南 部 川 村</td> <td>平成15年 3月 1日 から 平成19年 2月28日</td> </tr> </tbody> </table>			町 村 名	任 期	南 部 町	平成15年 4月30日 から 平成19年 4月29日	南 部 川 村	平成15年 3月 1日 から 平成19年 2月28日																																	
町 村 名	任 期																																									
南 部 町	平成15年 4月30日 から 平成19年 4月29日																																									
南 部 川 村	平成15年 3月 1日 から 平成19年 2月28日																																									
先進事例	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">合併市町村</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">人 口( )</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">合併期日</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">特 例 適 用</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">篠 山 市</td> <td rowspan="4">47,426 人</td> <td rowspan="4">H11.4.1</td> <td rowspan="4">在任特例</td> <td rowspan="4">合併後1年1月間</td> <td>篠 山 町 H11.11.30 (約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>西 紀 町 H11.4.29 (約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>丹 南 町 H11.7.24 (約4ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>今 田 町 H11.4.29 (約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西 東 京 市</td> <td rowspan="2">180,885 人</td> <td rowspan="2">H13.1.21</td> <td rowspan="2">在任特例</td> <td rowspan="2">合併後2年間</td> <td>田 無 市 H15.4.30 (約2年3ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>保 谷 市 H15.2.7 (約2年1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">さいたま市</td> <td rowspan="3">1,024,053 人</td> <td rowspan="3">H13.5.1</td> <td rowspan="3">在任特例</td> <td rowspan="3">合併後2年間</td> <td>浦 和 市 H15.5.1 (2年)</td> </tr> <tr> <td>大 宮 市 H13.12.20 (約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>与 野 市 H15.4.30 (約2年)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静岡県 大 東 町</td> <td rowspan="2">20,982 人</td> <td rowspan="2">S48.4.1</td> <td rowspan="2">新設選挙</td> <td rowspan="2">法の原則を適用</td> <td>大 浜 町 S48.11. (約7ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>城 東 町 S51.3. (約2年11月)</td> </tr> </tbody> </table>			合併市町村	人 口( )	合併期日	特 例 適 用		合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)	区 分	内 容	篠 山 市	47,426 人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠 山 町 H11.11.30 (約8ヵ月)	西 紀 町 H11.4.29 (約1ヵ月)	丹 南 町 H11.7.24 (約4ヵ月)	今 田 町 H11.4.29 (約1ヵ月)	西 東 京 市	180,885 人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田 無 市 H15.4.30 (約2年3ヵ月)	保 谷 市 H15.2.7 (約2年1ヵ月)	さいたま市	1,024,053 人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦 和 市 H15.5.1 (2年)	大 宮 市 H13.12.20 (約8ヵ月)	与 野 市 H15.4.30 (約2年)	静岡県 大 東 町	20,982 人	S48.4.1	新設選挙	法の原則を適用	大 浜 町 S48.11. (約7ヶ月)	城 東 町 S51.3. (約2年11月)
合併市町村	人 口( )	合併期日	特 例 適 用				合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)																																			
			区 分	内 容																																						
篠 山 市	47,426 人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠 山 町 H11.11.30 (約8ヵ月)																																					
					西 紀 町 H11.4.29 (約1ヵ月)																																					
					丹 南 町 H11.7.24 (約4ヵ月)																																					
					今 田 町 H11.4.29 (約1ヵ月)																																					
西 東 京 市	180,885 人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田 無 市 H15.4.30 (約2年3ヵ月)																																					
					保 谷 市 H15.2.7 (約2年1ヵ月)																																					
さいたま市	1,024,053 人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦 和 市 H15.5.1 (2年)																																					
					大 宮 市 H13.12.20 (約8ヵ月)																																					
					与 野 市 H15.4.30 (約2年)																																					
静岡県 大 東 町	20,982 人	S48.4.1	新設選挙	法の原則を適用	大 浜 町 S48.11. (約7ヶ月)																																					
					城 東 町 S51.3. (約2年11月)																																					
	<p>篠山市(平成12年2月末現在) 西東京市・さいたま市(平成12年国勢調査確定数値)</p>																																									

## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
2. 議会の議員の選挙区 【参考法令】	<p>公職選挙法(抄)                      (地方公共団体の議会の議員の選挙区)                      第15条 1～5 省略</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>公職選挙法施行令(抄)                      (人口に比例しない議員の定数)                      第9条市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>		